

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	株式会社ソフトフロント
【英訳名】	Softfront
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 克彦
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北 9 条西15丁目28番地196 (注)平成26年 6月24日開催の第17回定時株主総会決議により、定款の本 店所在地を札幌市から東京都港区に変更しましたが、この変更は、 平成26年 6月30日までに開催される取締役会において決定する本店 移転日をもって効力を生じるものとします。
【電話番号】	代表 011(623)1001
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 高野 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目 2 番 1 9 号
【電話番号】	代表 011 (623) 1001
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部部長 高野 誠一
【縦覧に供する場所】	株式会社ソフトフロント東京本社 (東京都港区赤坂四丁目 2 番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年6月24日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成26年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、以下のとおり承認可決されております。

(1) 開発効率及び生産性の向上のため、平成26年6月1日をもって東京本社と札幌本社に分散していた国内の開発機能を東京本社一拠点に集約いたしますが、これに伴い、業務効率向上のため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を札幌市から東京都港区に変更するものであります。

なお、本変更は、平成26年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けることといたします。

(2) 議決権を有しない単元未満株式についての権利を定めるため、定款第8条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

(3) 上記（1）に記載の本店所在地の変更に合わせて、現行定款第11条（招集地）に定める株主総会の招集地を「本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地」から「東京都内またはこれに隣接する地」に変更するものであります。（変更案第12条）

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として、阪口克彦氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、阿部貢氏を選任するものであります。同氏は社外監査役候補者であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、三優監査法人を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席議決権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	44,815	571	-	48,258	(注)1	可決(92.87%)
第2号議案 取締役1名選任の件 阪口克彦	44,386	971	-	48,229	(注)2	可決(92.03%)
第3号議案 監査役1名選任の件 阿部貢	44,771	616	-	48,259	(注)2	可決(92.77%)
第4号議案 会計監査人選任の件 三優監査法人	44,812	575	-	48,259	(注)3	可決(92.86%)

(注)1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(125,877個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(125,877個)の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

- 4．出席議決権数は、平成26年6月23日午後6時までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。
- 5．賛成率の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

平成26年6月23日午後6時までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上